

はじめに

これまでに筆者は、個人研究として地主作徳米商品化過程の研究を進め、また当共同研究で集散地遺跡論の議論に参加する中で、流通史研究にとって「蔵ネットワーク」という視点が有効なのではないか、という着想を得るに至った。それは以下のようなものである。

【史料1】 (1)

新潟見当直段

一 村上御米 三拾俵五六分

是ハ郷蔵ニ五月中迄差置可申分

一 会津御米 拾壹俵五六分

是ハ御上様より御払無之商人同士商内、四月より利足付五月六月渡し

四四入

一 潟向島ヶ穴蔵作徳米 千俵 着三拾貳俵

此分買付候へは十日位も蔵元ニて預り置候へ共、其余ハ預り不申、横丁蔵へ引取候節ハ在方小遣・小揚・水揚賃相懸り申候

四四入

一 加茂川作徳米 千俵

着直段三拾三俵貳分

右同断

一 小口物或ハ場所不宜作徳米類 着直段三拾三俵四五分

右同断

横丁蔵ニ有之分

一 古作徳米 千六百俵

有升三斗九升より四斗之見込 勿なし

直段三拾六俵四分

右之通見込見当并当時売買相庭申上候

三月廿四日

下石

これは新潟町の廻船問屋から北前船主に向けた相場報知である。新潟町で領主蔵米と地主作徳米が同時に売られているが、3月段階で郷蔵や「蔵元」に現米が存在したまま取引がおこなわれ相場が立っていることが重要である。この段階で問屋の「横丁蔵」(後述)にあるのは古米であり、昨秋産米は取引成立後横丁蔵に送られてくることになる。こうした取引の場合、蔵の所在地が米のブランド表示としての役割を果たしていたことも、「潟向島ヶ穴蔵作徳米」等の記載から導き出すことが出来る。

【史料2】 (2)

売預申米之事

一 作徳米四百拾六俵也 但竹ヶ華・岡屋敷両所ニ而四斗三升入二重皮船場出し

直段金拾兩ニ付四拾老俵六分替

此代金百兩也

右之通売極、代金不残只今儲受取、米預置申処実正ニ御座候、来ル未ノ二・三両月中米請取ニ御向被

成次第、悪米・鼠切・軽俵差替相渡可申候、勿論如何様之変事有之候共貴殿江聊迷惑不相掛、無遅滞急度相渡可申候、為後日米売預証文仍如件

文政五年十月四日

米売預主金屋村

甚蔵 (印)

請人笹岡町

新潟買主

弥七 (印)

高橋次郎八殿

これは金屋村(現阿賀野市金屋)五十嵐家の作徳米売却に伴う証文であるが、この10月時点で売られた作徳米は竹ヶ花村・岡屋敷村(現新潟市竹ヶ花・岡屋敷)にあった地主の蔵に置かれ、翌年春に引き取られて新潟町に向かう。こうした「売預」契約はこの地域の地主に一般的なものであった。

こうして米穀流通を例にしてみると、そこには領主の郷蔵・地主の蔵・廻船問屋の蔵等々が連携して全体で成立する流通の構造を見て取ることが出来る。そして年貢米・作徳米の収納と廻船の来航との間のタイムラグを、これらの蔵を連携させて経由することによって埋めているのである。このように蔵を個々ばらばらにではなく相互に連携したものとしてとらえる視点が、「蔵ネットワーク」の視点である。この視点は、蔵という具体的な流通の場に即すとともに、物資の保管という蔵の持つ本源的な性格に基づいた「時間」の要素も加えて、いわば具体的な流通の構造を空間的・時間的に明らかにすることに繋がっていくものと考えられる。

こうした「蔵ネットワーク」の検討には、従来知られているものも含めてある地域における蔵を全体的・総合的にとりあげて再検討することが求められる。本報告は、この視点に基づく研究に向けた基礎的作業の中間報告であり、そうした再検討から、どのような論点がみえてくるかを確認することを目的としている。対象とする地域は主として新潟町とその後背地である。なお今回は準備の都合から米穀流通とのかかわりにやや偏していることをお断りしておきたい。

1. 新潟町の蔵

(1) 新潟町における各種の蔵とその立地

元和2年(1617)堀直寄が新潟町に下した掟には、「本町并かた町までの内に有之蔵座敷等をこほち、新町へ引越申間敷事」という条項があり⁽³⁾、すでにこの時期町並みの中に蔵が存在したことが判明する。また寛永20年(1643)年と推定されている「村上御上米」の買い請け証文によると、この時佐渡の船持ち商人に売却された村上領の年貢米のうち100俵は「白山嶋三郎兵衛殿蔵」に、餅米30俵は「せきや多衛門殿蔵」に収納されていた⁽⁴⁾。このうち白山島に蔵を所持していた三郎兵衛は、この証文の宛所でもある新潟町人の田巻三郎兵衛であるとみられる。このように明暦元年(1655)に移転する以前の古新潟では、町のなかに蔵が存在する一方で、領主の年貢米などを収納する蔵は白山島や隣村関屋村などの周辺地域にも展開していた。

こうした状況は明暦移転以後のあり方の前提となった。長岡藩による延宝5年(1677)の新潟町宛法度には、火災の際の「関屋御蔵并白山町蔵」への駆けつけ人足の規程があり、この頃までに関屋の蔵は「御蔵」と呼ばれる長岡藩の施設と位置づけられるようになったこと、一方白山島の蔵は新潟町が移転してきた後も白山社周辺に存続し「町蔵」と称されたこと、が判明する⁽⁵⁾。この両者の詳細については、元禄10年(1697)の新潟町の概要を記した史料に以下のような記載がみられる。

【史料3】⁽⁶⁾

(前略)

- 一 長岡御米蔵 拾六軒
但三間梁長サ拾七間、外三尺之下家
やらい南北百拾九間、東西卅六間、木戸六ツ
- 一 与板御米蔵 四軒
但三間梁長サ拾八間、外三尺之下家
やらい南北百拾九間、東西卅六間、木戸式ツ
- 一 三根山御米蔵 三軒
但三間梁長サ拾六間、外三尺之下家
やらい南北百拾九間、東西卅六間、木戸老ツ

(中略)

- 一 町蔵数 五拾老軒
但蔵之長サ拾八間宛、横幅四間半宛
外ニ前蔵式拾軒

(後略)

ここではそれぞれの所在地が記されていないが、延宝期の「関屋御蔵并白山町蔵」と合わせて考えれば、長岡藩とその分領⁽⁷⁾の「御米蔵」は関屋村に、「町蔵」は白山社の周辺に存在したとみてよくだらう。「御米蔵」が計23棟、「町蔵」は51棟もあり、それぞれは16~18間の長さがある長大なものであった。これは、町屋敷の内部に店とともに設けられる蔵とは性格が異なるものであることをも示している。

幕末期の町会所の日記に写し込まれた宝永7年(1710)の記録では、「関屋村蔵」14、「白山蔵」53、「島蔵」14という数がみられる⁽⁸⁾。藩の御蔵が数を減じている一方で、白山蔵が増え、さらにあらたに「島蔵」が加わっている。これは後世の史料の次のような記載とあわせて理解することが出来る。

【史料4】⁽⁹⁾

一 蔵番人

是者白山前船入川兩岸ニ有之候蔵々、昼夜共見廻り番方仕候者共ニ御座候、蔵者何れも町方之者所持仕居候、尤川向ひ白山境内之方を島蔵と唱、川手前地続之方を浜蔵と唱来候、右島蔵・浜蔵共古来より本番老人、加番老人宛差置申候、何れも神明町帳入之者ニ御座候得共、島蔵本番人者右島先大川端ニ居宅仕、浜蔵本番人者右蔵端往来脇ニ居宅仕候、加番人何れも神明町居懸ニ罷在も本番人ニ差添相勤申候、右蔵々者御城米始諸家様并領主津出し米等時々出入有之候ニ付、番人共者不断一刀を為帯、都而町小役之者同様取扱、且領主江申達し双方共本番人居宅前ニ三ツ道具相建、警固為致置申候、本番人居宅諸普請始給分并加番人給分共町会所ニ而取調、蔵所持之者より取集候仕来ニ御座候

白山社の前の船入川(白山堀)を境にして、白山社境内の側を「島蔵」、対岸の新潟町と地続きになっている方を「浜蔵」と呼んだという。このうち「島蔵」は共通しているので、宝永期の記録における「白山蔵」は後世の「浜蔵」に相当するとみて良いだらう。そして【史料4】と対比すると、元禄期の「町蔵」51棟が宝永期までに2棟増えて「白山蔵」53棟となり、さらにあらたに「島蔵」12棟がこの間に建設されたとみる事が出来る。このことは、延宝8年(1680)の「沼垂新潟立会絵図」⁽¹⁰⁾で、「新潟町蔵」は白山社の対岸のみに描かれていることから、裏付けることが出来る。

しかし一方で天和2年(1682)に寄居村の田地1113歩が「町蔵地」として新潟町に渡されたとの記録があり、これは貞享元年(1684)に拡張されて後の浜蔵の基礎となったとされる⁽¹¹⁾。さらに年末

詳であるが、島蔵の位置に「町蔵」が描かれている一方で、後の浜蔵の位置には如来寺が描かれている絵図も現存している⁽¹²⁾。これらからは、まず島蔵のみが存在し、如来寺の移転後天和から貞享にかけて浜蔵が新規に建設されたともみることが出来、先の史料から導き出した経緯とは齟齬を来すのである。

こうした諸史料をいかに整合的に理解するかは今後の課題となろう。いずれにせよ明暦移転以後一貫して「町蔵」や「白山蔵」と表現されることも多いこの蔵であるが、17世紀末頃のある時期以後は白山堀を挟んだふたつのまとまりで立地していたのである。なおこのうちの浜蔵は、後述する関屋御蔵移転時の史料で「新潟横町浜蔵」と表現される他、これを「横町蔵」と記した絵図も存在することから⁽¹³⁾、横町蔵とも称されたことが判明する。史料1の「横丁蔵」とはこの浜蔵のことであった。

こうして新潟町とその周辺には性格の異なるいくつかの種類の蔵が成立した。しかしこれらの蔵はそれぞれ独立していたのではない。先にみた宝永期の記録には、「陸持賃大俵・小俵共ニ町蔵よりハ老俵ニ付八文、関屋蔵よりハ拾文、町之内ハ隣より隣ニ而もまたハ程遠く候ても老俵ニ付七文」との記載がある。これは町蔵（白山蔵）や関屋御蔵から新潟町に向けて俵を運搬する際の運賃の取りきめである。また年不詳の史料であるが、「白山町蔵より関屋御蔵迄御米積登セ」の際のひらた船の賃銭を取り決めたものがある⁽¹⁴⁾。これは「御買返シ」すなわち一旦藩から払い下げられた米を藩が再び買い戻すにあたっての移動である。このようにこれらの蔵の内容物は、個々の売買に伴って相互の間を移動しうるものであった。

また正徳6年（1716）、新潟町の町人田巻定右衛門が米沢藩の米宿任命を願った願書には、「拙者義町蔵、三間ばり長サ式拾間ノ蔵、前蔵共ニ白山ニ五ツ所持仕候、其外内蔵式ツ所持仕候、旁御用向無滞相勤可申候」との記載がある⁽¹²⁾。白山に所持している蔵と区別される「内蔵」とは、町屋敷内に所持する蔵であるとみてよい。先にみたように、白山蔵は関屋御蔵と類似した規模の蔵であったが、これを所持していたのは町人であり、「町蔵」と呼ばれたのもその故からであろうと思われる。そうして個々の有力町人はこうした白山の町蔵と屋敷内の内蔵とを同時に所持し、使い分けていたと思われるのである。

（2）蔵の諸機能と蔵に関わる人びと

新潟町の上知にあたって長岡藩領時代の仕来りを書き上げた史料に、以下のような記載がある。

【史料5】⁽¹⁵⁾

一 例年十月より諸大名収納米・百姓作徳米共最寄新潟江川下ヶいたし、白山蔵江入置、十一月二至り諸国船方翌春老番船荷当テ買米ニ参り候頃、入札払ニ相成り候

白山蔵には年貢米も地主作徳米もともに収納されること、10月頃に川下げが開始されて蔵に入り、11月に入札払いされるが、これは「翌春老番船荷当テ」であって、廻船が運航を休止する冬期の間は蔵入れされたままであることなどが判明する。一方で同時期の別史料には、「白山前船入堀者御城米始諸家様共早春より当所蔵々江御川下米被遊候故、雪不足之年者正月中より取懸り、御差支ニ不相成様浚方仕候」⁽¹⁶⁾とあり、冬期に郷蔵等に収納されていた年貢米が春になって川下げされてくることもあった。このように川下げは条件に応じて様々な時期に行われたが、これを支えたのは蔵の連携であったことにも注目しておきたい。

享保7年（1722）の湊定法における「蔵舗」規程からは、当時どのようなものがどのような経緯で蔵入りしたかが判明する。

【史料6】⁽¹⁷⁾

蔵舗

- 一 俵物致蔵入候ハ、百俵ニ付壹俵宛蔵鋪取可申候、但年を越候ハ、縦一日たりとも百俵ニ付式俵宛之事
- 一 在々より下り候俵物、旅人其節不相払致蔵入候ハ、百俵ニ付壹俵宛、年を越候ハ、百俵ニ付式俵宛之事
- 一 旅人他所にて買候俵物当所江積下し、旅人依勝手致蔵入候ハ、百俵ニ付壹俵宛、年を越候ハ、百俵ニ付式俵宛之事
- 一 茶・水油・たはこ・金引・白芋、其外固荷致蔵入候ハ、壹固ニ付銀三分宛取可申候、縦他所より積来候固荷積移ニ仕候共、銀三分宛取可申候、但所にて買候を直ニ船積仕候分ハ蔵敷取申間敷候、当所買にても蔵又ハ他門江入候ハ、右之蔵敷取可申事
- 一 運賃米致蔵入候ハ、百俵ニ付壹俵宛取可申候、直ニ船江積申候ハ、取申間敷事
- 一 廻船積来候西塩・能登塩致蔵入候ハ、百俵ニ付壹俵宛取可申候、縦一日にても年を越候ハ、右壹俵之外又壹俵宛年々取可申事
- 一 鉄類壹束ニ付銀三分宛取可申候、年を越候ハ、年々銀三分宛増候而取可申候、鉄固も同前之事
- 一 畳拾壹ニ付銀七分宛取可申候、御座上ハ式束結、中・下ハ三束結壹固ニ付銀壹分五厘宛、縁取ハ拾枚入壹固ニ付銀壹分五厘宛、年を越申候ハ、年々増候而取可申事
- 一 罌船之積俵物致蔵入候ハ、百俵ニ付式俵宛取可申候、并船道具蔵敷として船頭・水主共ニ拾人乗ニ付銀貳拾目宛取可申事
- 一 他所より積荷にて参候塩、蔵揚之分者勿論、縦積移にて他所江遣し候とも、百俵ニ付壹俵宛取可申事
- 一 松前物致蔵入候而当所にて不相払、旅人依勝手他所江積参候ハ、百束ニ付式束宛取可申候、年を越候ハ、又壹束増候而取可申事
- 一 洲崎干鰯、蔵敷壹俵ニ付銀六厘宛取可申事
- 一 繰綿拾貳貫目入銀四分宛、六貫目入銀貳分宛之事
- 一 春夏秋旅人買置候蔵物・町俵物共ニ、其宿々蔵江請取候ハ、縦一日にても百俵ニ付壹俵宛取可申事
- 一 木綿・古手・紙壹固ニ付三分宛口銭之外ニ取可申事

冒頭の「俵物」を初めとして実に多様なものが蔵に入っていることが判明する。このうち「洲崎干鰯」は新潟町の産物であるが、他はすべて他所からもたらされ新潟町で売買ないし積み替えがなされる品である。これらは「在々より下り候俵物、旅人其節不相払致蔵入候」との記載から伺えるように、必ずしも新潟町の商人が買い取ったものばかりではなく、旅人（他所の商人）が荷主として所有権を保持したまま新潟町の蔵に預けられる場合も多い。松前物の積み替えの例にみられるように、これらは新潟町が当時既に広範な地域を繋ぐ中継の拠点として機能していたことを示しており、多様な関係の束の中に蔵が存在していたことを見て取ることが出来よう。なお、塩や鉄類などで「年々」の増し蔵敷に言及されていることから、これらの蔵に相当の長期間預けられる場合も想定されていることをうかがうことが出来る。また、固荷について「蔵又ハ他門」との記載があることから、蔵の類似施設としての他門との関係とその機能の異同が、解明すべき論点のひとつとして浮かび上がる。

こうした蔵敷は当然蔵を所持する町人の収入となるが、この他にも蔵に関わる多様な人びとが新潟町には存在した。まずその第一にあげられるのが小場である。かれらは荷の蔵への出し入れを初め、船への積み卸し、町内の運搬など荷扱い全般を行う存在であり、年貢米を扱うことから諸種の特権も持っていたが、彼らが扱う物は年貢米に限らず、新潟町に出入りするあらゆる物資に及んだ。享保4

年(1719)にこうした小場の諸賃金を公定した史料には次のような記載がある。

【史料7】⁽¹⁸⁾

(前略)

- 一 白山蔵前ニ而上下江米・大豆・穀物陸持致候節者、壹俵ニ付八文ツ、之事
但島蔵之内も右同前之事
- 一 俵物穀類白山蔵江町中より大川前川口ニ而船ニ積候迄之陸持賃八文ツ、之事
但浜蔵・島蔵往来陸持賃同断之事

(中略)

- 一 粉こんにやく并くしがき・かち栗・かやのミ・きんなん・しらしめ油・かなひき
但此分町并横町蔵揚共ニ、壹固ニ付四文ツ、事

(後略)

一条目は浜蔵あるいは島蔵の敷地内で、ひとつの蔵から別の蔵へ荷を移す際の「陸持」賃金の規程とみられる、二条目の内容が何を示しているのかわかりづらいが⁽¹⁹⁾、但し書きは浜蔵・島蔵間での移動に際しての賃金である。また三条目は、穀物類のみならずこうした乾物類なども「横町蔵」＝白山蔵に入れられることを示している。先にみた史料6の蔵敷規程では、これらの物資を入れる蔵がどこの蔵であるかが不明であったが、直接荷を扱う小揚げに関わる史料からは、こうした具体的な荷の動きを復元することが可能になる。なお省略した条項からは史料6と同様の多様な荷が扱われていることも判明する。

その他白山堀兩岸の浜蔵・島蔵にはそれぞれ本番人1人・加番人1人の計4人の蔵番人が居たことが、先にあげた史料4の記載から判明する。これらの番人の給分は蔵を所持する町人から集められ町会所を介して支給された。

日常的に白山蔵はこれら蔵番人と小場たちの世界であったと考えられる。天保期の新潟の年中行事の書き上げに、正月11日に「蔵開と唱、町方ニ而横町蔵所持仕候者、銘々持蔵江神酒を備へ、下り酒を給合候仕来ニ御座候」との記載があるが⁽²⁰⁾、手代等は別として、白山蔵を所持しているような上層町人の当主が足を運ぶのはこのような儀礼の際に限られたのではないか。

さらに新潟町での米穀等の売買に課された仲(すあい)金の徴収に関わって、次のような記載が存在する。

【史料8】⁽²¹⁾

(前略)

- 一 廻船宿穀物ハ、蔵入之節両仲取立候事
但廻船宿ハ蔵入積出し之節直ニ取立候ニ付、両仲と唱申候事

(中略)

- 一 在宿中買其外とも蔵入米致し候節ハ仲金取立不申、売買相立候節双方より仲取立候付、売立仲と唱申候、尤蔵入之節仲取立不申候ニ付、毎年十一月中売残之分残穀調致し、右残穀之分片仲取立候事

(中略)

蔵揚之品切手之事

- 一 当所廻船宿其外商人共、白山堀田蔵江積入候節ハ、右改番所より切手江見届ノ印致し、留り御番所へ留置候事

(後略)

ここでは仲金の取立のタイミングが、売買当事者が廻船宿（株仲間解散期における廻船問屋の呼称）が在宿や仲買かによって異なっており、特に前者においてはそのタイミングが蔵入れのタイミングと連動していたことが示されている。こうした蔵入と仲金徴収との連動のため、白山蔵への物資移送は仲番所によって掌握されるべきものであった。蔵は仲役所役人ともこのようにして関わっていたのであり、また業態による売買と蔵との関わり方の差違という点でもひとつの論点を提供する事例である。

(3) 土蔵と板蔵

天保期の「抜け荷」事件に関わって作成された探索書の中に、次のような一節がある。

【史料9】⁽²²⁾

(前略) 多門町と申者信濃川より新潟町江堀割候川、御菜堀と唱へ候を前ニいたし、毎物便宜敷、諸荷物問屋共此処ニ住居致し、川並土蔵相続キ、御府内ニ而者小網町河岸同様ニ相見江、其内高橋屋健蔵住居者間口拾間余、奥行老町程も有之、河岸通りに間口五間長拾五間程之土蔵五棟有之、(後略)

多門町(他門町)は大川前通の別名であり、御菜堀の記載からその下流部とみられるが、この地域には土蔵が建ち並んでいたといい、特に高橋屋健蔵がこの地域に建てていた5棟の土蔵は間口5間に長さ15間程と、18世紀段階の白山蔵に匹敵する規模であった。しかしながら一方で白山蔵は、明治初年に写された写真をもみても茅葺きないし板葺きの板蔵が主体であったように思われる⁽²³⁾。

明治21年(1888)に早川清作が著した「星霜雜記」には、祖父の記録に「明和七寅年(1770)四月廿九日夜、大川前通一之町小島屋権兵衛〔碇屋小路より上江式軒目〕板蔵より出火」した旨が記されているとあり⁽²⁴⁾、18世紀後期には大川前通にも土蔵ばかりが並んでいたわけではないことが伺える。一方でほぼ同時期にあたる明和5年(1768)のいわゆる新潟明和騒動の記録には、騒動勢が「町検断長野六郎右衛門・池文右衛門式軒、家財土蔵不残打破」、「検断長野六郎右衛門土蔵ニ、諸道具之外長持式拾七棹、其内式棹ニハ羅紗之覆懸有之、不残微塵ニ致候」との記載がある⁽²⁵⁾。家財と並べて記載されている土蔵はおそらく町屋敷に建てられていたものであろう。諸道具や長持を入れた土蔵がこの時期にも町中には存在したのである。

このような打ち壊しの記録では次のような史料も注目される。

【史料10】⁽²⁶⁾

○ 当十月廿九日新潟ニて打壊名前

(中略)

- | | |
|------------|------------|
| 七番 | 同町(十七軒町) |
| 一 家財土蔵書物 | 高橋治郎八 |
| 道具 質証文帳面 | 若衆五六人怪我 |
| 八番 | 同町 |
| 一 右同断道具不残 | 高橋次郎左衛門 |
| 古米六万七千俵 | |
| 新米七万八千俵 | 是ハ不残前之川江打込 |
| 九番 | 同町 |
| 一 右同断 | 阿部弥兵衛 |
| 朱廿五櫃町中へ蒔散ス | |
| 親類三軒不残打壊ス | |
| 十番 | 同町 |
| 一 右同断 | 同出店二ヶ所 |

- 十一番 神明町
 一 醤油店 油店 油屋忠左衛門
 錫店土蔵不残
 (中略)
- 十四番 本二ノ町
 一 小道具 諸道具 小塩屋忠吉
 土蔵家財不残
- 十五番 本三ノ町
 一 諸道具家蔵不残 ^{ケンダン}町見談 高田與十郎
- 十六番 本三ノ町
 一 蔵家財道具不残 三条や市十郎
- 十七番 本三ノ町
 一 右同断 同出店
- 十八番
 一 右同断 三国屋
- 十九番
 一 右同断 七九屋
 (後略)

これは文政13年(1830)の打ち壊しに際しての記録から蔵を壊された者を抄出したものであるが、大川前通の十七軒町、古町通の神明町、本町通の二ノ町には土蔵が存在したことが判明する。これらの土蔵には道具と共に商品とみられる米や朱も収納されていた。なおこのとき膨大な米を川に投げ込まれた高橋次郎左衛門は、史料9の高橋屋健蔵と家蔵と思われる。

こうして板蔵が卓越した白山蔵地域一方で、町中の町屋敷には土蔵が目立つようになっていったと思われる。ただし白山蔵地域にも土蔵は存在した。安政4年(1856)に凶作時の窮民救助の備えとして困初を行う蔵が白山堀際に建てられたが、この蔵は「長式拾間横五間、五戸前老棟之困蔵三棟、長式拾三間横五間、三戸前之困蔵老棟、合四棟、四方漆喰塗瓦屋根二仕立、孰も保方専務ニ皆出来いたし候」ものであった⁽²⁷⁾。この蔵が土蔵として造られたのは、「保方専務」という語に表現されているように、長期保存を目的とした困初蔵の性格によるものと判断できる。これは逆にみれば、基本的に中短期の保管を主眼とした一般の白山蔵は板蔵で充分ということでもある。さらにこれを町中の町屋敷の蔵に及ぼしてみると、短期的に出入りする商品のみならず、長く保管する道具類をも入れる蔵は土蔵であることが志向されたとみることが出来る。また、町中に住居と隣接して存在する蔵と、町はずれに集中して立地する蔵とでは、火災リスクもまた異なるであろう。さらにこの困初蔵の建設費は、嘉永の凶作に際して窮民救助の原資とするため一時的に米の売買に課した「増掛」銭の残金を、白山蔵の穀物を担保として6年間運用してようやく得たものであったが、このように土蔵の建設費用が高むこともまた、保管期間や火災リスクとの勘案で土蔵と板蔵とがそれぞれ選択される要因となったであろう。

こうして幕末期の新潟町には、大川前通など町中に並ぶ土蔵と、白山堀兩岸の板蔵という特徴ある景観が広がっていたと考えられるのである⁽²⁸⁾。

2. 関屋蔵所

先に触れたように、新潟町の隣村関屋村には、新潟での米穀売買や積み替えに関わる蔵が遅くとも寛永期以降立地していた。寛永期の蔵は新潟町人ないし関屋村百姓の所持で村上藩の年貢米が収納されていた。先にみた年不詳の絵図にも関屋村付近に「村上蔵屋敷」がみえる。一方で延宝5年(1677)の新潟町宛法度にみられる「関屋御蔵」は長岡藩が示した法度である以上長岡藩の蔵であることは確実であり、元禄期の史料でも長岡藩とその分領の蔵だけが記されていた。こうした17世紀における変遷の詳細は、さらに検討を加える必要があるだろう。

延享4年(1747)のものと推定されている関屋村百姓の書き上げに、「御蔵儀、宝永七寅の秋、新屋敷へ御引被遊、御蔵七つ立申候、夫より年々相立、只今拾四御座候」との記載がある⁽²⁹⁾。関屋村の御蔵は宝永7年(1710)に村内で移転していた。年未詳の関屋村絵図で、川の中に「古御蔵屋敷」の文字がみられることから⁽³⁰⁾、この移転は信濃川による川欠けを契機としたものとみることが出来る。

天明6年(1786)、後述する関屋御蔵の新潟移転に伴って書き上げられたと思われる史料に、次のようなものがある。

【史料11】⁽³¹⁾

御蔵御米取扱之事

- 一 大坂御廻米売俵ニ付五文宛ニ而、当所ニ而相勤申候
- 一 御大豆売俵ニ付六文ツヽニ而、当所ニ而相勤申候
- 一 御払米売俵ニ付六文ツヽニ而、当所ニ而相勤申候
- 一 御下シ米水揚かせへ人足、当所ニ而相勤申候
- 一 御下シ米御蔵入かせへ人足、当所ニ而相勤申候
- 一 御払米新潟町人買候て横丁蔵へ取候節者、小揚方取扱売俵ニ付拾式文ツヽ
- 一 御払米新潟町人買候て当所御蔵借り請、蔵返いたし候節ハ小揚方ニ而取扱、右御米旅人舟積之節ハ当所ニ而取扱申候

右之通関屋村ニ而取扱来申候、尤右訳合も有之候ハ、可申上旨被仰聞候得共、別段訳と申も無御座、御蔵所当村ニ御建被遊候故、則当村ニ而取扱来候義ニ御座候、以上

関屋村庄屋

天明六年午七月十日

岩太郎(印)

同断

羽右衛門(印)

大井弥五右衛門殿

高見定左衛門殿

年貢米の川下げ、払い米、廻米のそれぞれのタイミングでの蔵出し入れ等が基本的に関屋村の人足によって勤められていたこと、川下げの際の水揚げ・蔵入れは無賃勤めであるのに対し、廻米や払い米の際の蔵出し等は賃銭を得ていたとみられること、新潟町の町人が払い米を買い受けて横丁蔵(白山蔵)に移動する際や、新潟町人が買い受けた米を再び関屋蔵に運び入れる際などの移動には、新潟町の小揚が携わること、などが判明する。とくに最後の点は、払い米を契機として生じる白山蔵と関屋蔵の相互の関係のあり方を示すものとして注目されよう。

この関屋蔵所は、18世紀後期になると次第に砂に埋まりがちになり、年々の砂防や舟入堀浚いの入用が長岡藩領村々の大きな負担となっていたため、村々から移転のお願いがなされた⁽³²⁾。これをう

けて藩は当初信濃川のいくつかの島を対象に検分を行ったが、適地を見いだすことが出来なかった。これに対し新潟町の津軽屋（高橋）次郎左衛門が、天明5年（1785）10月、「新潟横町浜蔵裏通ニ有之候蔵々買取、右之場所へ蔵相建指出申度候」との出願を行った。「裏通」としたのは白山堀に沿った表通りでは買収の金額が高く付くからとの理由であった。また買い取った蔵を利用するのではなくそれらの蔵は潰してあらたに土蔵を建てる計画であった。それまでの関屋御蔵は萱屋根であったが、土蔵土屋根とする理由は「火之元諸用心」のために加えて「更米輕俵等」が減り「御郡中御益筋ニ相成」というものであった。そしてこの買収・建築と以後の修復等の一切を次郎左衛門が引き受けるかわりに、年々金120両を下されたい、というものであった。

この出願に対し、それまで関屋御蔵の管理に携わってきた領内七組割元衆との間で、実際に建設する土蔵の規模や年々の出金額をめぐって何度も掛合が繰り返された。結局5間四方を1戸前として5棟15戸前分の土蔵を建設することとし、年々の金額も含めて最終的に証文が取り交わされたのは、天明8年12月のことであった。この証文によれば、長岡領内七組村々の負担で次郎左衛門に渡される金高は年々100両とし、このほか一度限りの普請与内として金200両と関屋御蔵一式（蔵の廃材か）、さらに藩から20両の下し金、郡中七組から100両無利子10年賦の貸し金も渡されること、蔵番人は郡中村々から付けることとし、蔵番給も郡中で負担すること、牧野家の紋が入った小旗・桃燈などが渡されること、次郎左衛門はこの蔵を他に譲ったり借用金の担保にしたりしてはならないこと、などが取り決められた。

こうして関屋御蔵は白山浜蔵の地に移転し、この後は「新潟御蔵」等と称されるようになる。ただし土蔵作りというその構造からみても、郡中村々に蔵番が雇用されるという点からみても、他の「町蔵」とは異質な空間であった。

3. 各地の蔵所

ここまで新潟町とその隣接地域の蔵をみてきたが、これに対し内陸部村々にも年貢収納に関わる蔵が存在した。長岡藩領巻・曾根両組の割元等の勤め方を示した史料に、次のような記載がみられる。

【史料12】⁽³³⁾

(前略)

- 一 巻御蔵ハ粟津・吉田・佐渡山・漆山・巻五ヶ組、曾根御蔵ハゆり上・曾根・中野小屋、坂井四ヶ組、壱組割元壱人充代々組支配仕、支配村々用向其組割元限ニ而取計、外組用ニ外割元相拘り不申候、惣郷へ掛り候用向初メ、不時之義ニ而内談ハ格別之儀と奉存候、随分入念取計村々庄屋役人可成丈割元迄ニ而御蔵元江不罷出、御苦勞ニ罷成不申様仕候
- 一 新潟御蔵所一卷之儀、外組々打合取扱仕候事
- 一 御収納米大豆ハ、巻ハ六ヶ所、曾根五ヶ所ニ御蔵有之、一ヶ蔵ニ御蔵掛両三人ツ、被仰付、割元・御蔵掛立会入念ニ吟味上相納申候

(中略)

- 一 蔵掛取扱之事

此段前条申上候通、両組御蔵掛両三人充被仰付置、割元江差添御収納米大豆并俵拵等迄入念吟味仕候上相納、新潟御蔵所江積下し申候、其上御蔵破損修復等之儀も御蔵掛無油断見計、右入用之儀ハ御蔵組村々相寄高割ニ仕候事

長岡藩領の広域行政組織は、代官が管轄する巻組・曾根組などの大きな括りの組と、その下で割元が管轄する小さな括りの組との二重構造になっていたが、「巻御蔵」「曾根御蔵」「巻ハ六ヶ所、曾

根五ヶ所ニ御蔵有之」の記載から伺えるように、いずれも蔵の所在と密接に関係していた。ここで割元管轄の組が巻組で5組、曾根組で4組となり蔵の数と異なるが、これは割元居村にはすべて蔵があるほか、他の史料から判断すると巻組では米納津村（現燕市米納津）、曾根組では横戸村（現新潟市西蒲区横戸）にも蔵があったことによるものである。そしてこれらの蔵に年貢米等を納める村々は「御蔵組」と呼ばれ、割元と「御蔵掛」庄屋が収納・川下げや蔵の維持管理を監督した。

諸藩の郷蔵等

- ★ 長岡領巻組・曾根組の蔵所所在地
- ◆ 村上領の郷蔵所在地（例）
- 幕府領の郷蔵所在地（例）
- × 新発田領女池・鳥屋野の川下げ組合



代官管轄の組は長岡藩領全体で7組あり、その全体が「郡中」と呼ばれたが、「新潟御蔵所一卷之儀、外組々打合取扱仕候事」とあるように、先に触れた新潟御蔵の管理は郡中全体でおこなうことになっていた。しかし一方で、文久2年（1862）に長岡藩領から上知された関屋村で長岡領時代の慣行

を書き上げた史料によれば、新潟蔵所の蔵番給となる米 60 俵は、半分の 30 俵を巻組・曾根組が 15 俵ずつ分担して 11 月中に川下げし、のこり 30 俵を他の 5 組で割り合って翌年 3 月・4 月に川下げすることになっていた⁽³⁴⁾。これは、新潟御蔵に収納される年貢米が主として巻・曾根両組のものであったことを反映したものとみることができよう。

この関屋村の書き上げには次のような記載もある。

【史料 1 3】

- 一 年貢米金取立方者、正米ニ而相納候分ハ十一月頃坂井蔵所へ相納置、年内より翌春江掛り都合次第新潟湊江差下し、入札払ニ致し、石代金ニ申付候分者十二月中旬迄ニ直段大廻りを以内金取立、翌年六月精勘定之上残金取立申候
- 一 運賃之儀、年貢正米納ニ相成候分新潟湊まで積下、地下受ニ而運賃米差出申候
- 一 欠米拵減弁米之儀、右新潟蔵所江積下シ置候米売払之節欠米拵減等有之候得者、翌年六月迄ハ地下ニ而弁米いたし、七月より者領主損失ニいたし来候、此段御心得迄ニ送り候

関屋村は坂井村（現新潟市西区坂井）の組に所属しており、この組では年貢米は 11 月に坂井蔵所に収納し、その後翌春にかけて新潟町へ川下げして入札払いすることとなっていた。また、払い米となるまでの新潟御蔵での収納期間によって、欠米等の弁納を村方がおこなうか領主がおこなうかの区別が定められていた。こうした慣行は、より上流の中野小屋村（現新潟市西区中野小屋）でも全く同様であった⁽³⁵⁾。なお、新潟町に隣接した関屋村から一度坂井村の蔵所に納入してからまた新潟町に川下げするのは不合理であるが、こうしたことを考慮してか、最下流部の関屋村と青山村・平島村（現新潟市西区青山新町・同平島）では皆金納の定めであった。

こうして長岡藩領では、広域行政組織とも結びつきながら各所に散らばる蔵所と新潟御蔵（おそらく天明以前は関屋御蔵）とが連携しつつ、年貢の収納・川下げから払い米に至る一連の過程が秩序立てられていた。一方で同じ地域でも他領ではまた異なるあり方が存在した。例えば享保 2 年（1717）の村上藩領亀貝村（現新潟市西区亀貝）の明細帳には、以下のような記載がある。

【史料 1 4】⁽³⁶⁾

- 一 郷蔵 四つ
但、黒鳥村・北場村郷蔵式つ、亀貝村・小新村ニ而郷蔵壹つ、計蔵壹つ、津出川ハ西川と申候、則河端土手内ニ郷蔵御座候、亀貝村より新潟町へ式里御座候
- 一 新潟御蔵敷米之儀、千俵ニ付七俵宛之積りを以、代金ニ而上納仕来申候
- 一 河下ヶ津出之義、八十八夜過候而下シ初申候
- 一 津出運賃之儀ハ壹俵ニ付四合宛被下置候

村と蔵の数の解釈がやや困難だが、隣接する村々にそれぞれ郷蔵が存在すること、「津出川」とあわせての記載から、この郷蔵は年貢収納がおこなわれる場として位置づけられていること、などは明らかである。年代の違いもあり単純な比較は出来ないが、こうした濃密な郷蔵の分布は先にみた長岡藩領にはみられなかった特徴である。このような特徴は、例えば隣接する木戸新田村と北山新田村（現新潟市西区木山・同東山）に郷蔵が存在する幕府領の例からもうかがうことができる⁽³⁷⁾。なお「郷蔵」という呼称自体長岡領では管見の限りみられない。一方で村上領や幕府領では郷蔵呼称が幕末にかけて普通にみられる。こうした呼称と機能の違いも今後深めていく論点となる。

また川下げを冬期におこなわず、八十八夜過ぎというかなり遅い時期になってはじめるという記載も興味深い。幕末期の史料 1 でも 3 月の時点で村上領の年貢米は郷蔵に存在し、さらに 5 月までの保管が可能であった。村々に濃密に展開する村上領の郷蔵はやや長期に年貢米を保管しておく能力を有

していた可能性がある⁽³⁸⁾。

新発田領から幕府領となった割野村(現新潟市江南区割野)組村々では、享保16年(1731)に囲籾を実施するにあたり、あらたに「組元」に「置籾郷蔵」を建てるか、これまでの郷蔵に籾も蓄えることが可能かと尋ねられたことに対し、これまでの村々の郷蔵で対応できるしその方が便宜であると返答した⁽³⁹⁾。「村々郷蔵ニ詰置」という表現からは、先にみた村上領と同様の濃密な郷蔵の展開が予想されよう。

一方で同じ新発田領でも次の史料はまた異なったあり方をうかがわせる。

【史料15】⁽⁴⁰⁾

奉差上御収納米日割御請書之事

- 一 五百五拾六俵三斗 外籾六俵 女池新田
- 一 三百五拾壹俵 外籾四俵 鳥屋野村
- 一 三拾六俵 藤巻新田
- 一 八拾七俵 外籾壹俵 網川原新田
- 一 八拾四俵 外籾壹俵 親松新田
- 一 五拾俵式斗 外籾式斗 小針木新田
- 一 千百六拾五俵 当川下ヶ高
- 一 外三石五斗 籾代米
- 一 内式拾四俵 御永統金御利足米
- 一 式百八拾六俵 買納
- 一 残而八百五拾五俵 正納
- 一 右之内
- 一 百八拾俵 十一月三日船積
但女池新田瀧前水門口江宿船壹艘着船奉願候
- 一 百俵 十一月五日船積
但女池新田瀧前水門口江◇壹艘着船奉願候
- 一 百五拾七俵 十一月七日船積
但鳥屋野村瀧前水門口江宿船壹艘着船奉願候
- 一 百三拾七俵内 [九拾六俵女池、四拾壹俵小針木] 十一月八日船積
但女池新田瀧前水門口江大◇壹艘着船奉願候
- 一 百五拾五俵内 [七十六俵親松新田、七十九俵網川原新田] 十一月九日船積
但鳥屋野村瀧前水門口江大◇壹艘着船奉願候
- 一 百式拾六俵 十一月十日船積
但鳥屋野村水門口江宿船壹艘着船奉願候

右之通御収納米川下ヶ日割之通積請、着船次第前書之通俵数無間違急度積申御皆済可仕候、以上

弘化四未十月廿五日

女池新田年番

権兵衛

(他十二名略)

大庄屋所

(◇=舟+帯)

女池新田(現新潟市中央区女池)等6か村が組になっての川下げであるが、これらの川下げは「女

池新田潟前水門口」と「鳥屋野村潟前水門口」の二か所にひらた船等が着船して行われた。これらの場所に蔵が存在した可能性もあるが、少なくともこの史料から蔵の存在はみえてこない。仮に蔵が存在しないとすれば、11月まで年貢米はどのように保管されているかが問題となろう。

このように、各藩領によって蔵の存在形態も異なり、それは当然ながら収納や川下げのあり方とも連動していた。川下げ後に新潟あるいは沼垂でどのような蔵に納められるかも関係して来るであろう。時期の違いや同藩領でも地域の違いがあることにも着目しながら、こうした差違とその条件を具体的に明らかにしていくことは、今後の大きな課題である。なお、本報告では触れられなかったが、これらの川下げに関わった蒲原船道・沼垂船統などの舟運組織との関係もまた、重要な要素であることは言うまでもない。

4. 地主の蔵

水原町（現阿賀野市中央町等）の大地主市島家の文書中に次のようなものがある。

【史料16】⁽⁴¹⁾

一 本店棚卸二者左之通、蔵々作徳米・大豆・大麦代野直銭、質地作徳代息ニ相成様可致候

第一番	加山蔵
第二番	天王蔵
第三番	内蔵
第四番	大月興野蔵
第五番	高森蔵
第六番	江端蔵
第七番	里飯野新田蔵
第八番	福永蔵
第九番	毛無蔵
第十番	黒瀬・法柳蔵

米払方心得

一 加山蔵者米性宜、升入も宜望人多く候得共、是者蔵所用必至而宜候間、翌年迄一切払不申、四月より売払土用後迄千俵位残し置、要害ニ可致候

一 天王蔵ハ正月より三月までニ払、春売場所ニ可致候

一 内蔵ハ冬中酒米ニ不残払可申候

一 大月興野蔵者春売ニ可致候、年柄ニ寄相庭相計へ夏売ニも可致候

一 高森蔵、冬中酒米又者春売ニ可致候

一 江端蔵右同断

一 里飯野新田蔵者春売ニ可致候年柄ニ寄相庭相計へ夏売ニも可致候

一 福永蔵、冬中酒米又者春売ニ可致候

一 毛無蔵者春中払可申候

一 黒瀬・法柳蔵者冬売可致候、小作人年々金納ニ望申候

右之通売方相守可申候、春夏売米者若飢饉之節安売施行等之備故、此末右春夏売場之米冬売ニ致間敷候

但除地懸り場所売米者、上川筋者冬売宜、下川筋者夏売宜候、横越嶋・福嶋潟・会津御米も冬売宜

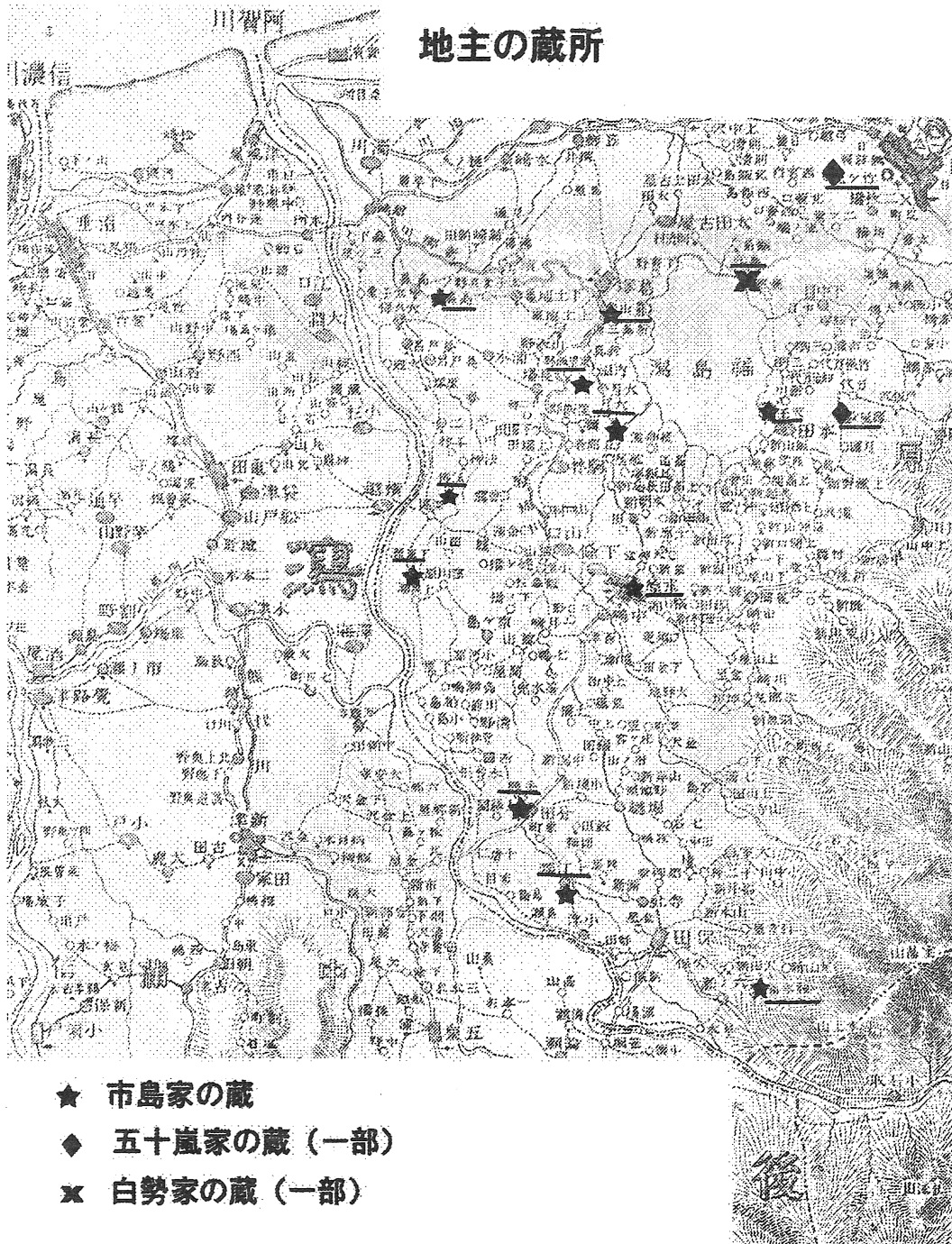
敷候、年柄ニ寄福嶋瀉者春売も可然候

大豆売方心得

一 三ヶ冬売宜候、三ヶ春売宜候、夏迄持候事決而不宜候

大麦売方心得

一 年々取箇麦、加山蔵江遣し困置、凶年之節安売又者施行ニ可致候、高森者平駄船ニ積取、黒瀬・法柳者小船ニ積取可申候、商人望候共払申間敷候



「本店」が管轄するほぼ福島瀉と阿賀野川に挟まれた地域の作徳米等の販売について、10に区分された蔵ごとに分けて方針が立てられていることが判明する。こうした方針は、「加山蔵者米性宜」等の記載にみられるように、蔵毎に収納される米等の品質に差違があったことに基づいているが、一方

で輸送の条件等も加味されている可能性もある。それぞれの方針がどのような意味を持つかはこの史料からだけでは判明しがたい部分があるが、それでも米の冬売りは主として酒造に回されること、春・夏売りの時期まで蔵に米穀を置いておくことは凶作時の備えという意味合いも持つこと、等は読み取ることができるであろう。今後こうした販売の側面も含めて、地主経営を具体的に分析していくことが、地主の蔵の性格を解明する際に重要となってくる。そして史料1でみたように、こうした地主作徳米が新潟町などで領主蔵米と一緒に取引され相場が立つことを考えるならば、新潟町など集散地の商人の蔵、領主の蔵との関係も含めて考察することで、当地域の流通の構造をより立体的に把握することが今後の課題として浮かび上がって来るであろう。

おわりに

本報告は蔵に関連した史料を単にできるだけ多く並べて検討を加えるというものであったが、これだけでも性格の異なる各種の蔵が相互に連携しながらこの地域の流通構造をかたちづけていたありさまをうかがうことが出来た。さらに土蔵と板蔵の関係、郷蔵の分布の差違など、いくつかの興味深い論点を見いだした。当地域では冬季の輸送困難という地域的条件が蔵のありかたと密接に関わっていたと思われるが、この点をより明確に位置づけて行くためには他地域との比較も重要であろう。もとより「蔵ネットワーク」の視点に基づく研究は緒に就いたばかりであり、今後今回の報告で得た諸論点を糸口にしつつ、冒頭で述べた「具体的な流通の構造を空間的・時間的に明らかにすること」にむけて、研究を深めていく所存である。

- (1) 糸魚川市鬼舞伊藤家文書、安政3年(1856)「相場」、拙稿「越後巨大地主と流通市場」原直史・大橋『日本海域歴史大系第五巻近世篇Ⅱ』p168)
- (2) 新潟大学付属図書館所蔵五十嵐家文書
- (3) 元和2「覚」、『新潟市史 資料編』(以下『市史』と略記) 2、二号史料
- (4) 未「買申村上御上米之事」、『新潟県史 資料編10 近世5』第一章 50号史料
- (5) 延宝5「覚」、『市史』2二〇号史料
- (6) 元禄10「新潟江從諸方參候御蔵米并雜穀諸色大積り」、『市史』2一三〇号史料
- (7) 与板藩牧野氏は元禄2年(1689)に信州小諸に移されているので、この記載は元禄2年以前の状況である可能性もある。
- (8) 文久3「一番日記」、『市史』2一三一号史料
- (9) 天保14「新潟市中風俗書」、『市史』2一五八号史料
- (10) 『新潟市史 通史編1』カラー口絵(図8)
- (11) 『新潟市史(1934年版) 上巻』所載「戊午寄居御田地の内町蔵地に成候覚」等
- (12) 『新潟歴史双書5 新潟の堀と橋』(新潟市、2001年)所載「新潟町割図」(図5)
- (13) 『新潟市史(1934年版) 上巻』所載「享保五年八月寄居村田畑地回図」
- (14) 年不詳「年々可相渡金錢并諸賃賄料等定覚控」、『市史』2三九号史料
- (15) 天保14「新潟湊仕来り凡申上候」、『市史』2三七号史料
- (16) 前掲註(9)史料
- (17) 享保7「(新潟湊取決書)」、『市史』2一二三号史料
- (18) 「諸株取調書」、『市史』2一二四号史料
- (19) 仮に「白山蔵江町中」が「白山蔵并町中」の誤写等であるとすれば、白山蔵および町中から

廻船の船繋ぎ場までの陸持と解釈できる。

- (20) 前掲註(9)史料
- (21) 嘉永期「仲御番所勤仕録」、『市史』2一二六号史料
- (22) 天保11「北越秘説」、『市史』2四〇号史料
- (23) 『新潟市史(1934年版)上巻』所載写真(p288-291)
- (24) 明治21「星霜雜記」、『市史』2一六〇号史料
- (25) 「記事別集」、『市史』2一六四号史料
- (26) 「筆まかせ」、『市史』2一六五号史料
- (27) 「新潟表記録四」より安政5「新潟町非常之節窮民為御救御下ヶ穀之儀奉伺候書付」、『市史』2七〇号史料
- (28) こうした対比の例は他の都市でも見られる。例えば長岡城下の「上御蔵」が描かれた延享元年(1744)「柳原町・上寺町・上田町・裏一之丁・大工町居屋敷絵図」(『長岡市史双書22 長岡の地図』所載、長岡市、1992)では、藩の米蔵が茅葺きないし板葺きの板蔵とみられる描かれ方であるのに対して、隣接する町屋敷には瓦葺きとみられる「土蔵」が点在し、対照的である。
- (29) 『新潟市史(1934年版)上巻』所載卯五月「覚」
- (30) 『新潟市史(1934年版)上巻』所載「関屋村田地変遷見取図」
- (31) 『市史』2一一六号史料
- (32) 以下天明9(1799)「御蔵所由来記」、『市史』4四〇号史料
- (33) 寛政3(1791)「蒲原両組御代官取扱心得」、『市史』4一六号史料
- (34) 文久4「精算録」、『市史』4三八号史料
- (35) 慶応4(1868)「申送書」、『市史』4一〇号史料
- (36) 享保2「亀貝村諸色書上帳」、『市史』4四六号史料
- (37) 宝暦6(1756)木戸新田村「宝暦年中之明細帳写」、『市史』4四八号史料、文政12(1829)北山新田村「差出明細帳」、『市史』4五六号史料
- (38) 村上領でも冬期の川下げが全くなかったわけではない。享保14年(1729)11月、村上領三条組等5か組の大庄屋が連印で新潟町の蔵宿とみられる商人に対し、大坂商人に渡す米2万俵余の川下げが荒天で困難なので、翌春雪消え次第に必ず川下げする旨を約した証文を差し出した(『市史』2一一二号史料)。この時は結局冬期の川下げが出来なかったのだが、もともとは冬期の川下げを前提とした計画が立てられていたのである。
- (39) 享保16「乍恐書付を以奉願候事」、市史5八一号史料
- (40) 弘化4(1847)「御用留書帳」、『市史』5三九号史料
- (41) 『新潟県史 資料編10 近世5』第五章12号史料

付記 本稿は当日の討論等を踏まえ、口頭報告の内容をさらに再構成したものである。